

## 別紙様式3

## 令和5年度 和歌山森林管理署公共工事契約状況

令和 6年 3月 6日

分任支出負担行為担当官  
和歌山森林管理署長 森内 賀久

工事名	施工場所	工事種別	工事概要	入札方式
本田垣内山腹工事	和歌山県田辺市西大谷	治山工事	ボーリング暗渠工 1675m	一般競争入札 (施工体制確認型)
予定価格(税抜き)	調査基準価格(税抜き)	契約年月日	契約相手方の商号又は名称及び住所	
89,513,000円	81,222,030円	令和 6年 3月 6日	(株)長田組 和歌山県御坊市島65	
契約金額(税抜き)	工事着手の時期	工事完成の時期		
83,500,000円	令和 6年 3月	令和 6年11月		

○予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格

別添「入札公告」のとおり

○競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由

別添「競争参加資格確認結果書」のとおり

○入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額

別添「入札執行調書」のとおり

○予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳

別添「工事積算内訳書」のとおり

○予決令第91条第2項の規定により総合評価落札方式を実施した理由及び落札者決定基準

別添「入札公告」のとおり

## 入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

令和6年1月24日

分任支出負担行為担当官  
和歌山森林管理署長 森内 賀久

### 1 工事概要等

(1) 工事名 本田垣内山腹工事(電子入札対象案件)

(2) 工事場所 和歌山県田辺市西大谷

(3) 工事内容 別冊図書及び別冊仕様書のとおり

(4) 工期 契約締結日の翌日から令和6年11月29日まで  
なお、週休2日を達成できないことを事由に工期を減じることはしない。

(5) 本工事の入札は、適切かつ円滑な実施を目的として、技術提案書の提出を求め、当該技術提案書に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(簡易型)のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する施工体制確認型総合評価落札方式により行う。

(6) 総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の適用

ア 本工事は、「総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)」(以下「本方式」という。)の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を含む)について合意するものとする。

イ 本方式の実施方式は、工事数量表の細別の単価に請負代金比率(落札金額を予定価格で除したもの)を乗じて得た各金額について合意する方式とする。

ウ 本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)実施要領の制定について(試行)」(令和3年11月1日付け3林政政第357号林野庁林政部林政課長通知)及び「総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)実施要領の解説について(試行)」(令和3年11月1日付け林野庁林政部林政課長事務連絡)によるものとする。

(7) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。

なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(8) 本工事は、国有林野事業の工事における技術提案資料等の簡素化対象工事である。

(9) 本工事は、森林整備保全事業設計積算要領に基づく地域補正を適用している工事であるため、施工困難工事に指定する。

(10) 本工事は、週休 2 日を促進するため、現場閉所による週休 2 日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（発注者指定方式）である。

契約締結後、週休 2 日を確保して実施するものとし、その取組状況に応じ林野庁工事成績評定要領（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において評価を行うとともに、「森林土木工事における週休 2 日の取組実績証明書」を発行する。

また、本工事は、過去 1 年間（令和 4 年度）に森林土木工事における週休 2 日の取組実績証明書の通知を受けた場合、総合評価の評価項目において加点対象となる工事である。

(11) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(12) 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が直線距離で 10 km 程度又は移動時間が 60 分程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

(13) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費等の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う工事である。

(14) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

## 2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 近畿中国森林管理局における令和 5・6 年度に係る一般競争参加資格の「土木一式工事 A、B、C 等級」の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿中国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再確認を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成 20 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に元請けとして完成・引渡しが完了した、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が 20% 以上である構成員に限り、当該構成員の実績として認める。）。

同種工事：森林土木工事（治山事業における渓間工事・山腹工事、林道事業における林道（林業専用道を含む）新設工事、改良工事及び災害復旧工事）

なお、同種工事の施工実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成

績評定要領」(平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知)第 4 の 3 に規定する工事成績表の評定点(以下「工事成績評定点」という。)が 65 点以上のものに限る。

共同企業体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

(5) 提出された技術提案書が適正であること。

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づき配置できること。ただし、請負金額が 4,000 万円以上の場合は専任で配置できること。この場合、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。

また、主任技術者又は監理技術者の継続的な技術研鑽の重要性や建設業の働き方改革を推進する観点を踏まえ、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で技術者が短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保をし、発注者の承認を得た場合は主任技術者又は監理技術者の配置は要しない。

ア 1 級若しくは 2 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。

なお、詳細については入札説明書による。

イ 平成 20 年 4 月 1 日から以降令和 5 年 3 月 31 日までに完成・引渡しが完了した上記(4)の同種工事の施工経験を有する者であること。

共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が 20% 以上である場合のものに限る。

ただし、共同企業体にあっては、1 人の主任技術者又は監理技術者が同種工事の施工経験を有していればよい。

なお、当該施工経験が森林管理局長等が発注した工事に係る施工経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものは施工経験として認めない。

ウ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

エ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 7 条第 2 号、第 15 条第 2 号に規定する本店、営業所等の専任技術者として登録されている者でないこと。

(7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 森林管理局長等が発注した工事で、令和 2 年度から令和 4 年度に完成・引渡した工事の実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が 65 点以上であること。

(9) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。(入札説明書参照)

(11) 建設業法に基づく「土木工事業」の許可を受けている本店、支店又は営業所が、和歌山県内、又は隣接する大阪府内、三重県内、奈良県内に所在すること。また、共同企業体として申請書、確認資料及び技術提案書(以下「技術提案書等」という。)を提出する場合は、有資

格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

(12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(13) 以下に定める届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)でないこと。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

(14) (2)の競争参加資格を有していない者であっても、競争参加資格の確認申請を行うことができる。

この場合、(1)及び(3)から(13)の事項を全て満たしているときは、開札の時において(2)の事項を満たしていることを条件として、競争参加資格があることを確認するものとする。

ただし、開札の時に(2)の事項を満たしていない場合は、競争参加資格がないものとする。

(15) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を条件により認める工事であり、詳細は入札説明書による。

### 3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争入札の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い技術提案書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

#### (2) 技術提案書等の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和6年1月25日から令和6年2月7日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時00分から17時00分まで(12時から13時までを除く。)。

イ 技術提案書等の提出場所

〒646-0011 和歌山県田辺市新庄 2345-1

和歌山森林管理署 総務グループ

電話:050-3160-6120

メールアドレス:nyusatsu\_wakayama@maff.go.jp

ウ その他

電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、FAX等によるものは受け付けない。

ただし、承諾を得て紙入札による場合は、技術提案書等は上記イに原則電子メール(提出期限必着。)で送信すること。

(3) 上記(2)のアに規定する期限までに、技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。

### 4 施工体制確認型総合評価落札方式に関する事項

(1) 施工体制確認型総合評価落札方式の仕組み

本工事の施工体制確認型総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式と

する。

- ア 入札説明書に示された競争参加資格を満たしている場合に、標準点 100 点を付与する。
- イ 上記 2 の(5)の技術提案書で示された実績等により、最大 30 点の加算点を与える。
- ウ 上記 2 の(5)の技術提案書、下記 6 の(12)の施工体制に関するヒアリング及び追加資料等の内容に応じて、最大 30 点の施工体制評価点を与える。
- エ 得られた標準点及び加算点並びに施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値(以下「評価値」という。)を用いて落札者を決定する。  
その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

## (2) 評価項目

以下に示す項目を評価項目とする。

- ア 企業の施工実績に関する事項
- イ 配置予定技術者の能力に関する事項
- ウ 企業の信頼性・地域への貢献に関する事項
- エ 施工体制の確保に関する事項

## (3) 落札者の決定の方法

入札参加者は価格及び技術提案書等をもって入札する。標準点に加算点及び施工体制評価点を加えた点数をその入札価格で除して評価値(評価値={(標準点+加算点+施工体制評価点)/入札価格})を算出し、次のア及びイの条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格では、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

- ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- イ 評価値が標準点(100 点)を予定価格で除した数値(基準評価値)を下回らないこと。

## 5 入札手続等

### (1) 担当部局:上記 3 の(2)のイと同じ。

### (2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

電子入札システムにより入札を予定している者は、電子入札システム内の入札説明書等ダウンロードシステム及び近畿中国森林管理局ホームページから入札説明書等必要な情報を入手すること。

なお、やむを得ない事情等により承諾を得て紙入札方式により入札を予定している者等には下記アからウにより入札説明書等必要な情報を交付する。

- ア 交付、閲覧期間:令和 6 年 1 月 24 日から令和 6 年 2 月 29 日まで(休日を除く。)の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで(12 時から 13 時までを除く。)。
- イ 交付、閲覧場所:上記(1)と同じ
- ウ その他:配付資料は無料である。

### (3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札方式による入札書を持参すること。なお、持参以外の方法による提出は認めない。

- ア 電子入札方式による入札の開始は、令和6年2月27日9時00分、締め切りは、令和6年3月1日10時00分。
- イ 紙入札方式による入札の場合は、ウの開札日に入札書を持参し、和歌山森林管理署会議室において令和6年3月1日10時00分に入札すること。
- ウ 開札は、令和6年3月1日10時30分に和歌山森林管理署会議室において行う。
- エ 紙入札方式による入札の場合は、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写しを持参し、入札前に確認を受けること。なお、代理人が入札する場合は、委任状をあわせて持参し、入札前に確認を受けること。

## 6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金：免除

イ 契約保証金：納付

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

(ア) 利付き国債の提供

(イ) 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書(様式は自由。)を電子入札システムにより提出すること。発注者の承諾を得て紙入札方式により入札する場合は、入札書とともに工事費内訳書(様式は自由。)を提出すること。

なお、当該工事費内訳書未提出等の入札は無効とする。

(4) 入札の無効

ア 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

イ 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を取り消す。

ウ 分任支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時において上記2に掲げる資格がない場合は、競争参加資格のない者に該当する。

エ 上記アの場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止又は第10の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことがある。

(5) 配置予定主任技術者等の確認

落札者決定後、CORINS(一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム)等により配置予定の主任技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約の締結を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定主任技術者等の変更は認められない。

(6) 契約書作成の要否:要

- (7) 関連情報を入手するための照会窓口：上記 3 の(2)のイと同じ。
- (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加  
上記 2 の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 の(2)により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (9) 技術提案書等の内容のヒアリング  
技術提案書等の内容についてのヒアリングは原則行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。
- (10) 本案件は、技術提案書等の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び「電子入札システム運用基準(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務)」(令和 5 年 6 月)による。
- (11) 発注者綱紀保持対策について  
農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号)第 10 条及び第 11 条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容(日時、相手方及び働きかけの内容)を記録し、同規程第 9 条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会(以下、「委員会」という。)に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められる場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。
- (不当な働きかけ)
- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
  - ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
  - ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
  - ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
  - ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
  - ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
  - ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
  - ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取
- (12) 施工体制を評価するために、技術提案書等の内容のヒアリングとは別に、施工体制に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。  
なお、ヒアリングに応じない者及び追加資料を提出しない者が行った入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。
- (13) 建設業者は、建設業法上、その営業所ごとに専任の技術者を置くことになっており、工事の主任技術者等は原則兼務できないことに留意すること。
- (14) 低入札価格調査又は特別重点調査を受けた者で過去 2 年度間の竣工工事で工事成績評定点が 65 点未満を通知された者と契約する場合は、建設業法の定めにより配置する技術者とは別に上記 2 の(6)に定める要件を満たす技術者を 1 名現場に配置することとする。

(15) 下請契約からの社会保険等未加入建設業者の排除等について

工事の施工のために請負契約を締結する工事において、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請負人とはしないものとする。

ただし、受注者は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる場合がある。この場合の要件、手続き並びに違約罰等については、入札説明書等による。

(16) 被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

(17) 本工事請負契約における契約約款は、近畿中国森林管理局ホームページの「国有林野事業工事請負契約約款（令和5年4月6日以降に締結する工事の請負契約から適用）」をダウンロードすること。

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とする。

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、近畿中国森林管理局のホームページ「発注者綱紀保持対策」をご覧ください。

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

(別添1)

### 競争参加資格確認結果書

工事名： 本田垣内山腹工事  
発注機関名： 近畿中国森林管理局 和歌山森林管理署  
入札公告日： 令和 6年 1月24日  
競争参加資格確認結果通知日： 令和 6年 2月 9日

資格確認申請者	資格の有無	資格がないと認めた理由
(株) 長田組	有	
(株) 深瀬組	有	
(株) 共栄建設工業	有	
(株) 伊藤組	有	

(備考) 1 「資格の有無」の欄には、資格があると認めた場合には「有」と記載し、資格がないと認めた場合には「無」と記載すること。

2 「資格がないと認めた理由」の欄には、入札公告において示した「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」のどの事項を満たさなかったのかを記載すること。

## 入札執行調書

調達案件番号(第003805009020230004号)				調達案件名称			本田垣内山腹工事(和歌山森林 管理署)			
業者名称	総計	標準点	技術評価点				入札第1回			備考
			技術提案加算点 換算 加算 点 (小 計)	企業 評価	技術者 評価	施工体 制評価 点	金額	評価値	順位	
(株)長田組	157	100	27	20	7	30	83,500,000	18.802	1	落札
(株)共栄建設 工業	153	100	23	16	7	30	86,400,000	17.708	2	
(株)深瀬組	155	100	25	18	7	30	88,000,000	17.613	3	
(株)伊藤組	145	100	15	12	3	30	85,400,000	16.978	4	

(注)上記金額は、入札者が見積もった金額の110分の100に相当する金額である。

入札執行月日

令和06年3月1日

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行官

森内賀久

立会・確認職員

田中幸仁 弘中裕香子

令和 5 年度

積算内訳書

工 事 名 本田垣内山腹工事

工 事 場 所 和歌山県田辺市西大谷

近畿中国森林管理局  
和歌山森林管理署

## 本工事費内訳書

本田垣内山腹工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量		単 価		金 額	摘要
地すべり防止	式	1				49,671,000	費目行
地下水排除工	式	1				49,671,000	工種行
No.7ボーリング暗渠工	式	1				5,410,316	種別行
ボーリング（レキ質土）A	m	29	400	15,770		463,638	
ボーリング（軟岩）A	m	135	600	18,220		2,470,632	
保孔管插入	m	165		7,962		1,313,730	
ボーリングマシン据付・撤去	箇所	1		155,600		155,600	
孔口保護工①	式	1				16,140	
流末処理工①	式	1				990,576	
No.8ボーリング暗渠工	式	1				5,358,260	種別行
ボーリング（レキ質土）A	m	25	800	15,770		406,866	
ボーリング（軟岩）A	m	139	200	18,220		2,536,224	
保孔管插入	m	165		7,962		1,313,730	
ボーリングマシン据付・撤去	箇所	1		155,600		155,600	

## 本工事費内訳書

本田垣内山腹工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数 量		単 価		金 額	摘要
孔口保護工②	式	1				16,140	
流末処理工②	式	1				929,700	
No.9ボーリング暗渠工	式	1				5,302,327	種別行
ボーリング（レキ質土）A	m	23	100	15,770		364,287	
ボーリング（軟岩）A	m	141	900	18,220		2,585,418	
保孔管挿入	m	165		7,962		1,313,730	
ボーリングマシン据付・撤去	箇所	1		155,600		155,600	
孔口保護工③	式	1				16,140	
流末処理工③	式	1				867,152	
No.10ボーリング暗渠工	式	1				12,236,804	種別行
ボーリング（レキ質土）A	m	34		15,770		536,180	
ボーリング（レキ質土）B	m	11		13,950		153,450	
ボーリング（軟岩）A	m	241		18,220		4,391,020	
ボーリング（軟岩）B	m	139		16,240		2,257,360	

## 本工事費内訳書

本田垣内山腹工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量		単価	金額	摘要
保孔管挿入	m	425		7,962	3,383,850	
ボーリングマシン据付・撤去	箇所	1		155,600	155,600	
孔口保護工④	式	1			53,800	
流末処理工④	式	1			1,305,544	
No.11ボーリング暗渠工	式	1			21,364,094	種別行
ボーリング（レキ質土）A	m	68	200	15,770	1,075,514	
ボーリング（レキ質土）B	m	11		13,950	153,450	
ボーリング（軟岩）A	m	536	800	18,220	9,780,496	
ボーリング（軟岩）B	m	139		16,240	2,257,360	
保孔管挿入	m	755		7,962	6,011,310	
ボーリングマシン据付・撤去	箇所	1		155,600	155,600	
孔口保護工⑤	式	1			86,080	
流末処理工⑤	式	1			1,844,284	
仮設工	式	1			2,128,000	費目行

## 本工事費内訳書

本田垣内山腹工事

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
仮設工	式	1		2,128,000	工種行
足場・支保工	式	1		2,128,696	種別行
足場工	式	1		2,128,696	
直接工事費	式	1		51,799,000	
共通仮設費計	式	1		6,366,000 6,366,000	
共通仮設費(率計上)	式	1		51,799,000 * 12.29 / 100 6,366,000	
純工事費	式	1		51,799,000 + 6,366,000 58,165,000	
現場管理費	式	1		58,165,000 * 30.72 / 100 17,868,000	
工事原価	式	1		58,165,000 + 17,868,000 76,033,000	
一般管理費等	式	((76,033,000 * (17.69 + 0 + 0) / 100) + 30,413.2) - 0		13,480,650	
一般管理費等計	式	1		13,480,650 13,480,000	
工事価格	式	1		89,513,000 89,513,000	
消費税相当額	式	1		89,513,000 * 10 / 100 8,951,300	
請負金額	式	1		89,513,000 + 8,951,300 98,464,300	